

郡報

第十八號

目次

○報告欄

- 一 利根教育會理事會
- 一 教育會諸君に告ぐ
- 一 大正三年度稻作時期に於ける肥料需用調
- 一 金肥並堆肥使用額
- 一 肥料共同購入調
- 一 堆肥綠肥蠶糞に關する調査
- 一 肥料配合調査
- 一 大正三年度縣稅第二期地租割徵收狀
- 一 大正三年度縣稅地租割第二期徵收狀
- 一 大正三年度縣稅所得稅第一期徵收狀
- 一 傳染病患者
- 一 不用國有土地水面拂下に就ひて

一 一 二 三 四 五 六 六 七 八 九 一〇

○論說欄

- 一 大正二年度郵便貯金現在高局別前年比較表
- 一 川場村前組少年知德會狀況
- 一 改正戸籍法
- 一 利根郡聯合青年會第一回運動會
- 一 社會
- 一 現代は殊に教育の振興を要す
- 一 大正博覽會視察記
- 一 農村の經營
- 一 金澤土産
- 一 種付所閉鎖に當り
- 一 就任の辭

一一 一四 一五 一七 一九 二四 二九 三五 四〇 四四 四四 四九

廣告

拜啓

萬綠漸く枯れて籬菊獨り秀づる候各位倍々御壯康爲軍國奉賀候陳者郡報發刊の主旨及び回数等は既に御了知の通りに候處今後發刊期日を隔月二十五日と決定可致に就ては賢明なる各位に於て郡内一般に周知せしむるを利益と認むる御意見又は抱負も候はゞ遅くも期日十日前途に御投稿相成度此段廣告候也

大正三年十月二十八日

編輯人

追て前號に於て町村吏員諸君に豫告致し置き候報告期限遲速表の儀に就ては本號に於て紙數の都合上次號に掲載する事に致候條御了知相成度候

郡 報 第十八號



報告欄

◎利根教育會理事會

利根教育會は十月二十八日午後一時より利根郡役所郡參事會室に其理事會を開き會則改正案秋季總會に關する件等につき協議し決定せる改正案は來る總會に提出して確定すべく、秋季總會は十一月下旬に開會し東京方面より名士を招聘することに議定して散會せり

◎教育會諸君に告ぐ

昨年來屢郡報編纂主任より貴聞に達せし斯道に對する御負擔御投稿の件に關しては既にあるべくして

未一編をも得ざるは本報の頗る遺憾とする處なり希くは、此際奮て投稿せられ以て一般民衆啓發の資に供せられんことを、本報は昨今配附區域擴張せるを以て御意見の徹底にも有効なるべきことにつき茲に一言して各位の猛省を乞はんとす。

◎大正三年度稻作時期ニ於ケル肥料需用調

町村名	大豆粕	油粕類	魚肥	完全肥料	過燐酸石	灰骨	粉其	他計
沼田町	九五,000	—	—	—	六五,000	—	九五,000	二五五,000
利南村	二四,000	二,000	三六,000	七四〇,000	九一五,000	—	九〇〇〇	二五七,〇〇〇
白澤村	三六,000	—	—	—	二七,000	—	—	—
東村	—	—	—	—	九五,000	—	—	九五,000
片品村	—	—	—	—	三〇,000	—	—	三〇,000
川場村	一六,一〇〇	一〇,000	—	三八,〇〇〇	七三,〇〇〇	八,〇〇〇	二四,一〇〇	三,一五,一〇〇
池田村	七六,〇〇〇	一〇,000	三九,一五〇	三五,五〇〇	六八,〇〇〇	六,六〇〇	三〇,〇〇〇	二二五,八〇〇
薄根村	—	—	二一〇,000	—	四七〇,000	—	—	一,〇六七,〇〇〇
古馬牧村	五〇〇,000	一〇〇,000	—	—	二五〇,000	—	五〇,000	九〇〇,000
水上村	八〇,000	一〇,000	—	—	二七,一〇〇	—	一〇,000	三九,一〇〇
桃野村	三〇,000	—	四〇,000	五〇,000	一三五〇,000	六〇,000	八〇〇,000	二,三六〇,000
新治村	六七,八〇〇	—	—	—	八四八,〇〇〇	—	一七,二五〇	一六九,三〇〇

川田村	—	—	—	—	二九七,五〇〇	—	八九,二五〇	三六六,七五〇
久呂保村	七二〇,000	—	—	二六,〇〇〇	二六〇,000	—	—	一,二六〇,000
絲ノ瀬村	四五,〇〇〇	二五,〇〇〇	三〇,000	一一〇,000	四五五,000	—	五〇,000	一,一三〇,000
赤城根村	二四〇,000	—	—	—	五〇,000	—	二五,000	三三〇,000
計	六,三八七,八〇〇	一六,〇〇〇	七四八,五〇〇	一,八三三,五〇〇	六,八九九,二〇〇	一四四,六〇〇	五,四六一,一五〇	二,五五五,七五〇

◎金肥並堆肥使用額

町村名	農家戸數	作付反別	金肥使用額	農家對反步對	堆肥使用額	一農家對反步對
沼田町	二〇三	九七,一〇〇	二五五,〇〇〇	二四三六	二六〇〇	一五〇,〇〇〇
利南村	四八六	八四〇,七〇〇	三六〇七,九〇〇	七四四	四二九五	一〇〇,000
白澤村	二九五	九五,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一一六一	〇,三四三	三五〇,000
東村	一七〇	二七,五三七	九五,〇〇〇	〇,五六〇	〇,三四五	二六〇,000
片品村	三〇〇	三六,〇〇〇	三〇〇,000	〇,一〇〇	〇,〇八三	一〇〇,000
川場村	五五五	二〇七,五〇〇	三,一五二,〇〇〇	六,〇〇三	一,五二五	一四,一四三
池田村	五五六	二〇九,五八八	二,二五三,五〇〇	四,一八五	一,〇二五	二〇〇,000
薄根村	五七〇	二一〇,〇〇〇	五,九五九,〇〇〇	一〇,四五五	二,八三八	一,一〇,000
古馬牧村	五〇〇	一八五,六〇〇	九〇〇,000	一八〇〇	〇,四二一	一六〇,000
水上村	四〇一	一〇一,五〇〇	五七,〇〇〇	一,二八七	〇,五二〇	七〇,000

桃野村	五八一	二〇,一七〇,〇〇〇	二,三六〇,〇〇〇	四,〇〇一	一,一六一	四,一〇,〇〇〇	七〇五,〇〇〇	二〇,三九〇
新治村	一,〇四三	二五五,二〇〇	一,一六五,〇〇〇	一,一六	〇,四五六	七六五,六〇〇	七三三,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
川田村	五九五	八九四六〇	三八六七五〇	〇,六五〇	〇,四三二	四九二〇	八,二六八	五,五〇〇
久呂保村	二二二	三五八三〇	一,一六〇,〇〇〇	五,七〇〇	三五〇〇	一七九〇〇	八一,〇〇〇	五〇,〇〇〇
絲ノ瀬村	一五七	二八四〇〇	一,一三〇,〇〇〇	七,二〇〇	三九七〇	四二,六〇〇	二七〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
赤城根村	三五	六,九九〇	三三〇,〇〇〇	九,四二〇	四五四〇	一六,八〇〇	四八〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
計	六六二	一,八七三,五二三	二六,〇四四,二〇〇	三,九四〇	一,三九〇	三,四四七,六三九	五,七,一〇〇	一八四,二二

備考 金肥購入額と使用額と符合せざるは共同購入したるは肥料を大施肥期にも使用したるに依る

◎肥料共同購入調

町村名	購入団体	団体員數	購入金額	主タル肥料種類	備	考
沼田町	一	一	一	過磷酸、大豆粕		
利南村	一	一	一	過磷酸、大豆粕		
白澤村	四	一八四	二五、二〇〇	過磷酸、大豆粕		
東品村	一	一	一	大豆粕、完全肥料、過磷酸		
片品村	一	一	一	大豆粕、過磷酸、完全肥料		
川塙村	五	二六	一、〇四六、〇〇〇	大豆粕、完全肥料、過磷酸		
池田村	五	八二	三、五、七五〇	大豆粕、過磷酸、完全肥料		

本村ハ一月十月ノ二期ニ於テ共同購入スルヲ以テ本期ニハ購入セス

町村名	堆肥生産量	堆肥舎有する農家數	堆肥舎を有せざる農家數	緑肥生産量	緑肥を栽培する農家數	緑肥栽培を反別	緑肥栽培を反別	糞糞生産量	糞糞貯蔵を有する農家數
薄根村	一	一	一	九〇〇、〇〇〇	大豆粕過磷酸硫酸安油粕				
古馬牧村	五	三〇〇	四〇	二五、〇〇〇	過磷酸大豆粕				
水上村	一	四〇	二五、〇〇〇	過磷酸硫酸					
桃野村	二	二〇	八五、〇〇〇	過磷酸硫酸					
新治村	七	一八〇	七五、〇〇〇	大豆粕過磷酸					
川田村	一	一	一	一	大豆粕過磷酸				
久呂保村	一	一	一	一	大豆粕過磷酸				
絲ノ瀬村	一	一	一	一	大豆粕過磷酸				
赤城根村	一	一	一	一	大豆粕過磷酸				
計	三	一、四四五	五、四五一、七五〇						

◎堆肥、緑肥、糞糞ニ關スル調査

町村名	堆肥生産量	堆肥舎有する農家數	堆肥舎を有せざる農家數	緑肥生産量	緑肥を栽培する農家數	緑肥栽培を反別	緑肥栽培を反別	糞糞生産量	糞糞貯蔵を有する農家數
沼田町	一、四、六五〇	二	一九一	一	三三	一、七、一〇〇	四、三〇〇	三八	一六五
利南村	八、四〇〇	二二	二六三	一五、〇六〇	三三	七、一、五〇〇	一、九八〇〇	三六四	一二二
白澤村	三、一、五〇〇	六〇	二、二五	一八、〇〇〇	三三	七、五、〇〇〇	一、七、七〇〇	一八〇	一一五
東品村	三、八、三〇〇	一七〇	一	一	二五	二、七、五二七	六、八五〇〇	一七〇	一
片品村	三、六、〇〇〇	一〇	二九〇	一	一〇	三、六、〇〇〇	六、〇〇〇	一	三〇〇
川塙村	二、九、一八三	三三	五〇二	一、一、九、〇〇〇	三三	四、五、〇〇〇	一、六、一、〇〇〇	四〇、二五〇	一八二

池田村	六五、〇〇〇	二四	五二四	一六、五五三	五五、五〇〇	一四、〇八八	五、〇四〇	二五	五、一三
薄根村	二五、一〇〇	四七	一三	四一、三〇〇	五九、五〇〇	一五、〇五〇	二、四〇〇	一四七	四三
古馬牧村	一五、〇〇〇	一〇〇	四〇〇	五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五、六〇〇	六、〇〇〇	一三〇	三七〇
水上村	七、四〇〇	五	三九七	—	—	一〇、三五〇	三八、〇〇〇	一五	三八七
桃野村	八、〇〇〇	二	五九	五七〇〇	三八、〇〇〇	一七、九〇〇	四、八〇〇	五〇	五三
新治村	二、三〇、〇〇〇	三	一、〇一〇	四、六七〇	一四、〇〇〇	二四、一〇〇〇	一、二二〇	一五二	八九一
川田村	四、九二〇	六〇	五五	三、一〇〇	一、五五〇	八七、九二六	二、九〇〇	五九五	—
久呂保村	一五、五〇〇	三三	—	—	—	三五、八三〇	一八、六〇〇	二二	—
絲ノ瀬村	五、六〇〇	五九	九六	七、二五〇	一六、〇〇〇	二六、八三〇	一、二九〇	二四	一三
赤城根村	八、三八八	二四	二	—	—	六、九〇〇	一〇、四八五	三	三三
計	五、五、四九三	一、四七三	五、一四八	七、六五八三	一、四、四四二	二、六、三三〇	一、六、一〇、一九三	三、九、〇〇九	二、三、九六

◎肥料配合調査

団体名	肥料名稱	全	反	歩	配	合	表	配合使用	配合利益
古馬牧村	大豆 粕 硫 安 過 燐 酸	全	上	全	上	全	上	全上價額	總額
有志団体								五、〇〇〇	不詳

本施肥期に於ては他の組合に於ては配合せず即ち毎年一月十月の二期に共同購入の上同時に配合するを以て本表に記載せず

◎大正三年度縣稅第二期地租割徴收狀況調

郡別	調定濟額	納期限後三日迄ノ收入濟額	調定額ニ對スル	收入未濟額
勢多郡	五一、六〇八、七九〇	五一、六〇三、五一〇	〇、九九	五、二八〇
群馬郡	五七、七六六、六三〇	五七、四三七、七一五	〇、九九	三二八、九一五
多野郡	二四、一〇〇、一五〇	二二、三三一、二二〇	〇、九六	七六八、九二〇
北甘樂郡	二四、八〇六、一七五	二三、〇七三、九六六	〇、九三	一、七三二、二〇九
碓氷郡	二四、八〇一、二〇〇	二三、七五三、三四五	〇、九五	一、〇四七、八五五
吾妻郡	一五、五六五、四九五	一五、四〇三、三二〇	〇、九八	一六二、一七五
利根郡	二三、一七九、九九五	二二、三一五、五五〇	〇、九六	八六七、四四五
佐波郡	三五、三八一、〇三五	三五、〇〇四、三三〇	〇、九八	三七六、七〇五
新田郡	三二、二四三、〇九五	三一、六一九、五六〇	〇、九八	六二三、五三五
山田郡	二〇、三九六、六一五	二〇、三一八、五一〇	〇、九九	七八、一〇五
邑樂郡	二二、一五八、二九五	一七、五二〇、二一五	〇、七九	四、六三八、〇八〇
前橋市	五、九八三、五八〇	五、九〇五、六五五	〇、九八	七七、九二五
高崎市	四、一二〇、八六〇	四、〇八二、四七〇	〇、九八	三八、三九〇
合計	三四二、一一一、九一五	三三二、三六六、三七六	〇、九六	一〇、七四五、五三九

◎大正三年度縣稅地租割第二期徴收狀況調 (八月納期)

町村名	調定額	納期后三日迄ノ收入額	調定額ニ對スル	收入未濟額
沼田町	一六八一、四一五	一五五五、九四〇	九二	一二五、四七五

利南村 白澤村 東品村 川場村 池田村 薄根村 古馬牧村 水上村 桃野村 新治村 川田村 久呂保村 絲之瀬村 赤城根村 計

一四八九、〇四〇	一四八八、三五五	九九	六八五
一三八六、三六〇	一三七一、〇二〇	九八	一五、三四〇
九五三、七五五	六六〇、四九〇	六九	二九三、二六五
一二四四、八二五	九五二、四七〇	七六	二九二、三五五
一八四一、五二五	一八四一、五二五	一〇〇	〇
一七四三、八六五	一七四三、六二五	九九	二四〇
二二五七、三五〇	二二五七、三五〇	一〇〇	〇
一六八四、八九〇	一六八四、八九〇	一〇〇	〇
六二二、一二五	五九七、三八五	九六	二四、七四〇
一七〇五、五二五	一七〇五、五二五	一〇〇	〇
二五七〇、三四〇	二二五五、四九〇	九九	一四、八五〇
一二五八、〇三五	一二〇四、〇〇〇	九五	五四、〇三五
一一七七、七七五	一一五〇、四〇五	九七	二七、三七〇
一〇六六、〇二〇	一〇六六、〇二〇	一〇〇	〇
四九七、一五〇	四七八、〇六〇	九六	一九、〇九〇
三三、一七九、九九五	二二、三一二、五五〇	九六	八六七、四四五

◎大正三年度縣稅所得稅附加稅第一期徵收狀況調

(九月納期)

町村別 調定額 納期后三日迄 額 全額ニ對スル 上歩合 收入未済額

沼田町 利南村 白澤村 東品村 川場村 池田村 薄根村 古馬牧村 水上村 桃野村 新治村 川田村 久呂保村 絲之瀬村 赤城根村 計

七九、六一〇	七九、〇一〇	九九	六〇〇
二八、五一〇	二八、五二〇	一〇〇	〇
九、七六〇	九、七六〇	一〇〇	〇
二一、六三〇	二一、六三〇	一〇〇	〇
一二、六五〇	一二、六五〇	一〇〇	〇
二四、四八〇	二四、四八〇	一〇〇	〇
八、五七〇	八、五七〇	一〇〇	〇
一九、二四〇	一九、二四〇	一〇〇	〇
一五、九五〇	一五、九五〇	一〇〇	〇
四、四九〇	四、四九〇	一〇〇	〇
二一、三一〇	二一、三一〇	一〇〇	〇
二二、八〇〇	二二、八〇〇	一〇〇	〇
三〇、六二〇	三〇、六二〇	一〇〇	〇
一二、八三〇	一二、八三〇	一〇〇	〇
一八、二九〇	一八、二九〇	一〇〇	〇
一〇、六五〇	一〇、六五〇	一〇〇	〇
三四二、三九〇	三四一、七九〇	九九	六〇〇

◎傳染病患者

(大正三年十月十五日現在)

町名	鴈室扶斯	實布埴里亞	赤	痢	發疹室扶斯	累	計
沼田町	1	1	1	1	1	1	1
利南村	1	1	1	1	1	1	1
白澤村	1	1	1	1	1	1	1
東品村	6	1	1	1	1	1	1
川場村	1	1	1	1	1	1	1
池田村	1	1	1	1	1	1	1
薄根村	1	1	1	1	1	1	1
古馬牧村	1	1	1	1	1	1	1
水上村	1	1	1	1	1	1	1
桃野村	1	1	1	1	1	1	1
新治村	1	1	1	1	1	1	1
川田村	1	1	1	1	1	1	1
久呂保村	1	1	1	1	1	1	1
絲之瀬村	1	1	1	1	1	1	1
赤城根村	7	2	2	1	1	1	1
計	7	2	2	1	1	1	1

◎不用國有土地水面拂下に就ひて

内務省所管左記官有土地にして直接公用に供せず又官有財産管理上必要なものは可成賣拂の方針なるを以て第一町村若しくは神社第二縁故者第三隣接地主の順序に依り拂下相成るべきを以て拂下を受けるんとするものは大正三年三月末日迄に町村役場へ願書差出すこと

神社地、堂宇敷地、墳墓地、塚地、田、畑、宅地、池沼、荒蕪地、(揭示場、郷藏敷、稻干場、荒畑等の類)石砂置場、土取場、塊切場、崖地、岩敷及斃馬捨場、以上

◎大正二年度郵便貯金現在高局別前年比較表

沼田	布施	猿ヶ京	追貝	月野	高平	湯原	上牧	湯會	眞庭	片品	計
三、五五	一、〇一一	二、九二	一、一九九	八、四九	九、七六	六、〇〇	四、八	一、六	三、〇二	四、七〇	九、八三八
三、五五四	九、七六	二、七五	一、〇五一	八、二	九、二	五、九〇	四、七	一、六	二、八九	四、〇八	九、四七一
三、九	三、五	二、七	一、四八	二、四	六、	一、〇	二、	一、〇	三、	六、二	三、六七
四、〇、五、五、五	七、八、八、六、〇、一	一、七、八、五、二、六	一、八、七、二、六、九、五	一、五、四、四、九、四	九、七、二、六、五、〇	四、六、〇、五、七、二	二、七、九、五	六、二、六、〇、一	二、一、七、七、二、六	二、四、七、〇、〇、七	一、〇、六、六、七、一、九、八
四、一、八、四、三、八、〇、五	六、五、〇、七、七、三	一、四、五、四、二、〇	一、四、三、七、三、七、二	一、四、〇、三、九、七、四、六	八、六、九、三、一、五、五	四、二、五、〇、一、八、六	二、六、九、五、四、一、九	五、五、一、七、九、四	二、三、一、七、三、三、一	二、〇、六、五、八、六、一	九、九、七、八、六、六、一、三
二、三、三、三、三、三、〇	一、三、一、〇、八、七、九	三、四、二、二、六	四、三、四、九、五、六、三	一、三、九、五、二、八、一	一、〇、三、三、三、六、五	三、五、五、五、五	一、〇、一、一、一	七、七、八、〇、八	一、五、〇、一、一、六	四、四、一、四、六	六、八、八、〇、五、八、五

要

國土保安のため施業制限

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

未立木地牧場貸地

土砂打止保安林

未立木也牧場賣也

未立木地放牧地

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

全上

放牧貸地

放牧地

未立木也也元采享也

未立木地放牧地

◎川場村門前組少年智德會狀況

一、目的、少年互に相愛し智徳を磨くにあり

一、維持、會費は會員の負擔とす 常に自彊會(門前組戸主會)の監督を受く

一、事業、毎月一回（但し農繁の季節は休會す）例會を開き學校職員、僧侶、其他有志の人に依頼して講話を聞き、又會員の談話會を開く

一、會員、大字門前組に住居する滿拾才より拾五才に至る少年を以て組織す

一、會員數、三十二名

一、本會がなしたる特殊なる事業

大字門前組より役場、學校、所在地を経て萩室、中野立岩方面に通する本村としては交通比較的頻繁なる通路にあたり三四町の一坂路あり此坂路は年々冬季に於て氷結して恰も鏡の上を這る如くなりて通行人の危険一方ならずされども村民は之れが救済方を講せざりき、偶通行人の轉倒して大負傷せるものあり、時の會長明田嘉三郎主唱となり此公衆の危険を豫め救はんがため會員とはかり明治四十四年一月二十五日村内有志より藁の寄附を請ひ坂路一面に之を敷き込みたり之れがため通行人は多大の便利と安心を得たり爾來三ヶ年間繼續して之を實行し公衆の便益をはかるは誠に奇特の行爲なりと認む

其他本會は好んで道路及橋梁等の破修繕をなすの風あり、去る九月上旬大雨のため道路の崩壊して通行を防けたる際其取片附をなしたり

◎改正戶籍法

第十八條 戸籍には左の事項を記載することを要す

一、戸主前戸主及び家族の氏名

二、戸主の本籍

- 三、戸主が華族又は士族なるときは其族稱
 - 四、家族が戸主と族稱を異にするときは其族稱
 - 五、戸主及び家族の出生の年月日
 - 六、戸主又は家族と爲りたる原因及び年月日
 - 七、戸主並に家族の實父母の氏名及び戸主並に家族と實父母との續柄
 - 八、戸主又は家族が養子なるときは其養親並に實父母の氏名及び養子と養親並に實父母との續柄
 - 九、戸主と前戸主及び家族との續柄
 - 十、家族の配偶者又は家族を経て戸主と親族關係を有する者に付ては其の家族との續柄
 - 十一、他家より入りて家族と爲りたる者が他の家族とのみ親族關係を有するときは其續柄
 - 十二、他家より入りて戸主又は家族と爲りたる者に付ては其原籍原籍の戸主の氏名及び其戸主と戸主又は家族と爲りたる者との續柄
 - 十三、後見人又は保佐人ある者に付ては後見人又は保佐人の氏名本籍及び其就職並に任務終了の年月日
 - 十四、其他戸主又は家族身分に關する事項
- 第十九條 戸主及び家族の氏名の記載は左の順序に依る
- 第一、戸主
 - 第二、戸主の直系尊屬
 - 第三、戸主の配偶者
 - 第四、戸主の直系卑屬及び其配偶者
 - 第五、戸主の傍系親及び其配偶者

第六、戸主の親族に非ざる者

- 直系尊屬の間に在りては親等の遠き者を先にし直系卑屬又は傍系親の間に在りては親等の近き者を先にし戸籍を編製したり後家族となりたる者に付ては戸籍の末尾に記載することを要す
- 第二十條 戸籍の記載は届出報告申請若しくは請求證書若しくは航海日誌の謄本又は裁判に依り之を爲す
- 第二十一條 戸籍には第十八條に掲げたるもの、外左の事項を記載することを要す
- 一、届出又は申請の受付の年月日事件の本人に非ざる者の届出又は申請に係る場合に於いては届出人又は申請人の資格及び氏名他の市町村長又は官廳より届書又は申請書の送付を受けたる場合に於いては其受付の年月日及發送者の職氏名
 - 二、報告又は請求の受付の年月日及び報告者又は請求者の職氏名
 - 三、證書又は航海日誌の謄本の受付の年月日及び證書又は航海日誌の作製者並に謄本發送者の職氏名
 - 四、戸籍の記載を命じたる裁判の年月日及び裁判所

(以下次號)

◎利根郡聯合青年會第一回運動會

第一回運動會は天晴れ氣朗かな十月十一日に舉行された此日は特に招待した高齢者も大分多く會場は萬を以て數ふる人出で沼田町空前の賑であつたが幸に何の間違も起らず何れも元氣よく喜んで散會した之が本當の天祐であらう郡報は當日の光景を掲載して諸君に後日の記録を呈する計畫であつたが天

長節祝日に刊行される上毛新聞の記念號が別附録として利根郡青年會號なるものを出し當日の有様を細大洩さず記載すると云ふから自然之れが諸君の手許に入ることになるうで郡報は重複を避けて態と運動會の記事を見合はせることにした



論説欄

◎ 社 會

坂本利根郡長

郡報十四號で人間生活に對立して存在して居る個性と社會性とは歸一してほしい而して歸一は共同經營に依て行はれると云ふことを申しました今回は此共同經營(又は共同行爲)のことに就て略說したいと思ふ

社會事實の中で最も多く注意を惹く共同行爲と云ふ言葉は相互に扶助すると云ふ意味で各種の方面に用ひられる即ち一人で動かせる大石を數人で動かすとか機械工場の經營に就て多數之に従事するとか一師團の兵員を以て要塞を攻撃するとか多數の官吏を以て官治行政を行ふとか法律に依て市民に自治せしむるとか云ふ如く人間社會の各種の活動は殆ど共同行爲の種々異つた形で表はれて居る然しな

が共同行爲と云ふ事實が行はれるに就ては各個人間に心意の一致と同一性の自覺が必要である各個人が或事物に就て共通の趣味を認め之に其努力を集めるのでなければ共同行爲は起らないさて共通の趣味とは同一の刺激に對する同一の反響と云ふ心的事實である例へば大人や小供が多勢で拘摸を追馳するのは多勢が盗取と云ふ出来事に依て同じ感動を受けた爲めで即ち同一の刺激に對する同一の反響である此の心意の一致と其の他にも一つ各個人間に同一性の自覺即ち各人が共通の趣味を持ち且つ同一の目的を成就することに努めて居ると云ふことを了解して居らなければならん今若し各人の間に心意の一致のみが存して同一性の自覺がないとすれば共同行爲は瞬間的のものとなつて繼續しない以上二つの心的條例の外に相互の接觸と云ふ事實と相互の信頼と云ふ事實がなければならぬ個人が接觸する機會がなければ相互を知ることが出来ず従て同一性の自覺を起さぬか同一性の自覺が起れば個人間の接觸は益密接となるから接觸の事實は同一性の自覺を深くする又相互の信頼は同一性の自覺がなければ起らぬが信頼が増すにつれて同一性の自覺は深くなるものである今試みに同一性の自覺と共同行爲との關係を具体的に例證すれば次の如くである假に前人未發の富源を探險する爲め遠征隊を組織するとしたらば發起者は必ずや何人をも其の仲間に入れることはしまい先づ体力意氣共に萬難に堪えて其探險を爲すに適當なる者だけを採用する違ない又労働者が雇主に不平を懷いて同盟的に反抗する場合には同一職業又は同一工場の労働者が集まるだらう或は苦痛を共通にする點から各種の機業の労働

者が集まるとすれば地方的に同一の苦痛を受けて居る地方人だけ團結するであらう其他政黨政派を建てるにしろ碁盤棋玉突のクラブを立てるにしろ其黨員クラブ員は皆夫々其方面の主義主張性行趣味を同じくする人を以て形成されなければならぬ従て共同行爲の實を擧げるには仲間となる人々の間に心意の一致と同一性の自覺が重要であることを認識される必要があると其に之等の條例は實に共同行爲の基礎となるものである

心意の一致と同一性の自覺は共同行爲の前提條例たること以上述べた通りであるが心意の一致と同一性の自覺が存在すれば必ず共同行爲は生ずるものである同一の刺激に依て同一の反響を與へ同一の反響は同一状況の下に同一の事を行はしめる刺激と反響と共同行爲とは相關聯して雲が地上に陰影を擴げる様に刺激から知らず知らず共同行爲を誘致し時として那邊から共同行爲が始まつたのやら分明ならぬことがある例へば拘摸を多勢が追馳するのはどの點から共同行爲となつて居るかどの點までが刺激に屬する反響だかと云ふことは實際不明瞭で(竊取と云ふ)刺激に對する或程度の反響と云ふを可とする又多勢が大河を隔てた對岸の火事を見物に出たのは勿論單純な反響だが若し火事が見物人の村へ進んで來て或は其人々の所有する野を焼き山を焼かうとするに至れば只見物しては居られない皆鋤鎌を執つて火防に従事するだらう此程度に至れば單純な同一反響ではなくて共同行爲となるのである今此二者を比較して見ると後者は前者よりも同一の反響が一段程度を進めて共同の利益共同の趣味の爲め

に或仕事を仕遂げさせようとするのである。凡ての共同行爲は此の如くして發生するものであつて原始的の共同行爲は動物にあつても野蠻人にあつても之を見ることが出来る。然し其發生たるや初めは極めて偶然である。例へば鼠の一群が一緒になつて重い餅を曳き群蟻が梨子の實を運び群鳥が池の一角に小魚を追ひつめるなどは能く見る例では等々固より偶然的に起つたことであらうが自然淘汰の爲めに本能の發達を促して今日では慣行性となつて居る而して此の如き本能の發達を來たした所以は同一刺激に依つて神経系に起る同一の反響たること勿論である。

又心意を同じくする個人間に共同行爲が發展するのは共同行爲其ものが各人に同一の快感を與へることが一つの理由である。七人なり十三人なりの一團の人がボートを漕ぎ百人なり二百人なりの青年會員が競走をする之は他の漕艇隊や他の青年團體との競争に勝つ爲めにする以外に單に仲間達が一緒に漕ぎ又は競走することが直接に各人に取つて愉快だからであつて此直接の快感は共同行爲を繼續的完全的にするに付て大なる力がある。次に共同行爲の利益ある結果を知ることが又共同行爲の發展を促す理由となる。例へば共同苗代を設置したが爲に種子量を減することが出来たり本田の面積が増加したり肥料を共同して購入した爲めに廉價で有効な金肥を手に入れることが出来たことを了解すると更に共同行爲を一層擴張し又永續的のものとしなくなる以上三つの理由に依つて共同行爲は發生し發展するのである。

心意の一致から始まつた共同行爲は發展して種々の形式を取り終には複雑な組織をなすものである。最單純直接な共同行爲の例は農村に於ける共同の納屋や麥打の手傳や家根莖の手傳等である。單純なる間接的の共同行爲は前例と異なり二人以上の人が同一の事を爲すに力を協すのではなく各異つた仕事をして而も一般共通の結果を得んとするものである。例へば一人が狩獵をして其獲物一部を一人の農夫の作つた穀物と交換する場合の如きで相互満足の共通な結果を生じて居る。凡て交易は共同行爲の單純にして間接なるものである。

直接の共同行爲と間接の共同行爲とが結合されると複雑な共同行爲が起る。製絲工場經營の如き場合は多數人が同一の生産に従事するから此點から見れば直接共同行爲だが又監督者火夫絲挽絲繰など従業者各取るべき仕事皆異つて居るから間接的である。凡て分業の行はるゝ共同行爲は複雑な共同行爲である。現今の産業界は各種複雑な共同行爲が互に相錯綜して更に複雑な共同行爲と爲つて居る。大工業は其自体既に複雑な共同行爲であるが現今交易經濟組織の一單位である。現今の經濟社會は共同行爲の幾重にも錯綜したもので此驚くべき複雑した共同行爲も亦政治宗教教育娛樂其他諸般の複雑した共同行爲組織と共に現今社會活動の一單位となつて居る。單純直接が共同行爲から始めて種々複雑な共同行爲を生じた根元は畢竟人類間の心意の一致と同一性の自覺に基くものである。複雑高尚な共同行爲にあつては各個人は時と處とを隔てた他人と事を共にする。前橋高崎信州等の商人が利根郡に來て繭を買ひ入

れるのは之を縁にして米國の商人に賣るが爲めで即ち米國の需要米國人の趣味信用思想等を考察して此事が行はれるのである然し海上萬里を隔てた彼國人一見識なき彼國人と通商交易して誤なきが爲めには彼の人情風俗品性信用等に付て彼と我と一致する點を見出すことが出来るからで之は文化國の人民でなければ不能のことである尙資本家が資本を新奇の事業に投ずるか海外に資本を投ずるか云ふことも現在では勿論將來に在ても相手の心意性行に一致の點を認めて之に信頼するからである複雑高尚な共同行爲に必要欠くべからざる心意の一致同一性の自覺は個人間の信用に歸着する貸金の辨濟を受け契約の履行を強行する法律があつても個人間に信用なくして交易は圓滿に行はれぬ而して此信用は心意の一致と同一性の自覺に根據を置くものであるから此兩者は實に共同行爲の基礎である

◎現代は殊に教育の振興を要す

沼田中學校長 河 口 清 之

我が帝國が何事も世界的となり列強と競争する態度に進みしは實に邦家の爲欣幸に堪へられざる所に於て之を數十年前に於ける孤立の情態に比すれば吾人は其の夢ならざるかを疑はんとするものなり帝國の前途實に有望にして國民は亦幸福なるかな

之と同時に國民の覺悟を要すべきもの多々あるべし實に今は非常の秋なり社會のあらゆる方面に向つ

て奮勵努力を要すべきなり曰く國產の獎勵曰く貿易の發展曰く國防の充實等何れも刻下焦眉の急務にして一方には亦國債の償還災害復舊工事等莫大の經費を要するもの多し是等の事を考ふれば吾人國民たる者豈一日も晏如として漫然今日を經過すべけんや宜しく富める者も貧しき者も賤しきも舉國一致して其の本務に奮勵努力すべきなり

奮勵努力は成功の秘訣なり然れども單に之のみにては十分なる發展進歩は期せられざるなり之を譬へば努力は人體の手足なり軍隊の兵士なり之を指揮する頭首將帥を得ざれば活動は望まれざるべく戰捷は得られざるべし蓋努力の頭首將帥となるものは發達せる頭腦修養せられたる精神なり實に發達せる頭腦を以て奮勵努力せば所謂「鬼に金棒」にして何事も隆々として盛況に進むべく之に反して驕鈍の頭腦を以て奮勵努力すとも所謂「勞して功なし」に終らんのみ然らば頭腦を發達せしめ精神を修養するものは何ぞいふまでもなく教育に外ならず實に教育は百事成功の根柢にして國家繁榮の基礎なり

帝國の地位は大に進みたりといへども其の文明は之を列強に比して遙に數籌を輸すと謂はざるべからず余輩猥りに西洋を云々するものにあらざれども道聽途説する所によれば彼は實に嶄新なる學理を應用し各種の工業品を作り其の發達せる巧妙の頭腦を以て諸般の事業を處置する故に善は益々善美は益々美となり商品は廉價にして良品を供給し従つて其の販路を廣め外交に軍事にあらゆる方面に成功しつつあり而して其の根本となれる教育に至りては羨ましき程普及せり彼の交戰國たる獨逸が英露佛列

強の攻撃を受けてしかも頑として之に抵抗し往々攻勢に出で綽々として餘裕あるが如きは敵ながらも天晴見上げたる振舞なりとの與國とする處は僅かに埃何國に過ぎざるも之は頼みにならぬものにして實際は獨逸の獨舞臺なりしかく獨逸の富強なる所以を考ふるに蓋し偶然にあらざるなり其の國の學問藝術商業產業交通貿易軍事等極めてよく發達し吾人の羨望に堪へられざるものあり我國が留學生として外國に見學せしむる者の多分は大抵獨逸なり之が爲彼の土に落つるところの金額幾十萬圓が獨逸製品といへば價格廉にして堅實需要多きことは地方小學校兒童の使用せる鉛筆を以ても知らるべしその如何に獨逸國民が事業又は研究に機敏なるかは最近に於ける報知新聞紙の記事に徴しても明かなり

一體歐米人の一事業に着手するや頗る組織的秩序的であつて一舉手一投足も細心の用意から成つて居る此点に於て獨人は特に著しきものがあつて其着々歩武を進めて能く飽く所なきは確に英人に比肩すべきである佛人などになるとどうも此組織的秩序的なる方面に於て及ばないところがある

の商品を作り上げるにしても各國の物を比較研究して愈々といふところにならなくては賣り出さぬ故に一度賣出せば必ず他國の商品と競争して之を驅逐することが出来る能く引合に出る話だが獨逸の王立陶磁器研究所では其の道の博士達が有りとあらゆる國の陶磁器を取寄せて夜さなく晝さなくそれを打碎いて化學的研究の材料となし困つて以て獨逸陶磁器の聲價を高めしむるに腐心して居る

獨逸は商品の吟味に熱心なると同時に其の需要地の調査をも決して忽にしない印度の雞卵は英本國のものよりも小さい所から入れを器も英國で作つたものでは少し大き過ぎる獨逸は忽ち其處

へ眼をつけて印度の雞卵に相當した容器を造つて印度人の需要に應じ英人の鼻を明かしたことがある

北京其の他北清の地を旅行したものは誰も知る所だか日本の朝日麥酒は廿二錢で青島麥酒は五十錢取られるるれにも拘らず到る處の旅館料理屋では五十錢の青島麥酒を用ゐて居る偶々日本麥酒を要求すると青島麥酒並に五十錢貰ふが宜いかと斷る支那人の旅館料理店すら此の如し獨逸の商畧に意を用ふること知るべしである

彼は此の如く教育を受けて開發せられたる頭腦を以て學理と實驗とに照して各々其の方面に盡し之に加ふるに勤勉努力の精神を以てしかも國家の爲世界に雄飛せんことを欲す加之教育の普及せる爲一部の人士のみ然るにあらすして國民の多數皆此の元氣を持せり國威の隆々たらざらんを欲するも得べからざるなり

彼の國の教育の普及せる事につきて更にいへば公私立小學校の數六萬二千三十七(三年前の調査)文科中學實科中學の數凡千四百六十九大學二十一あり是以外各種の實業學校高等學校亦多し之を我國の官公私立小學校數二萬五千七百五十官公私立中學校三百十五大學四に比ぶれば實に雲泥の差あり此の如くして年々學識ある卒業生は多數社會各種の方面に向ひ各々其の技倆を奮ふことなれば諸般の事業に於て勃興するは固より當然の事なり殊に之を統一するに國民的精神を以てするが故に舉國一致敵愾の氣に充たざる者なし今を距ること二十餘年前獨帝は親しく教育會議に臨み獨逸の教育はギリシアローマの古語

よりも現代の自國語によりて以て愛國心を有する獨逸人を作ることを目的とし心情の陶冶と體力の養成とを重んじ國史によりて愛國心を養ひ體操によりて身體を強健にせざるべからずと演説し其の後十年獨帝はキール軍港に於けるカイゼル軍艦の命名式に於て親しく甲板上に立ちて此の國家主義を以て中學校を改革せんことを企て勅語を草して之を時の文部大臣に下附せり之に基き大臣は案を立て改正中學校令を頒布し天下靡然として國家主義を標榜するに至れり傳へ聞く青島防禦の獨兵は最後の一人となるまで奮闘すべしと是れ蓋し如上教育の功果を證明する一端なりと觀るべく敵ながらも天晴健氣なる振舞なり

吾人は猥りに悲觀するものにあらずれども我國教育の情態は甚だなきものなり三郡其の他の大市邑には高等の學校の施設なきにあらずれども是等卒業生は六千二百萬の邦人に比すれば實に寥々として晨星の如きものあり地方に至りては勿論高等の學校の設備なく僅に中學校の存在するのみ其の中學校さへ十分ならざるが故に地方郡部の町村に至りては中學校卒業生にしてよく父兄の笑袋を繼ぎて之を大成せんとし又或は其の公職業に従事して以て地方改良の率先者となり先覺者とならんとする者幾許もなし残念ながら「山靜かにし太古の如し」といへる生活狀態に甘んじ舊に因りて舊の如き現狀を維持するを以て満足す此の世に競争てふことのなくばるれまでなれど最早今日はさる長閑なる譯に參らず激烈なる生存競争の行はるゝなり我が一步進む時は彼の數歩乃至十歩進む時代なれば「現狀維持

は即ち退歩を意味するなり」既に述べしが如く帝國も俄に世界の舞臺に上り彼列強と競争せざるべからざるに至れり今日民力の程度を以てしては到底總ての方面に於て容易に大勝を占むることを夢見られされども志有る者は事意に成るの理にて撓まず努力せば一年は一年と伸び數年乃至數十年の後には必ず功を奏すべし況や邦人は一度一步進めば後へ退かざるの氣概あるに於てをや之を過日行はれたる青年大運動會に譬ふれば列強は猶第一着乃至第三着を贏得たる人の如く我は最後に馳せつゝありて一周も後れたる人の如し此際最後なりと雖も今後之に耻ぢ常に體力の修養を怠らずば明年の大會には第一着を得らるべき豫期あるが如し故に既に施設せる諸般の事業又設立せられたる各種學校は之を廢するが如き消極的態度に出でず益々之を發達せしめんことを期すべし植林の如き數十年を要する氣永き事業さへ爲す人あるにあらずや論者曰はん資財なきを如何せんと然れども水害工事の如き極めて消極的にして不定なるものにさへ萬金を投するにあらずや生産の原動となり國力の培養となるべき教育の爲豈數千金を惜むの理あらんや (以下次頁)

◎大正博覽會視察記

利根郡立農事講習所長

白石延太郎

一、繭、工業品や加工製作品の出品と異なりて時代を追て階級的に進歩の傾向が判然として居なひ是れ

は出品の性質上已を得ぬ事で生産をなす年柄や其他の關係に左右されて人力の得を及ばない事があるから仕方がない夫れで今回の出品も勿論外觀であるから眞の良否の判からう筈すもなく矢張り繭は繭で絲質の良否や絲量の多寡等は判からないので形狀の良否色澤の如何位を見るに過ぎなかつた各府縣の出品に就ても無論多少の優劣はあつたが種々なる點を綜合して云ふときは概ね同大小異の様に見受けられた

一蠶絲業の整理、繭質統一の實が現はれて居た是迄で云ふものは何れの地方でも左様の様であつたが、養蠶家は蠶を當る(上作の意)と云ふ事にのみ多くは苦心して繭蠶取れ、ば之れを時の相場で賣り拂ひ其れで事足りれりと思ひ蠶種製造家は私意的に多種類の蠶種を製造し置て寧ろ一口二足三種式の行り方であつて製絲家の需用などは少しも顧みなかつたし又製絲家の方としても種類の如何は第二として只利慾一點張主義で種々の口述の下に養蠶家から繭を安く買ひ取る方法手段にのみ苦心して居た様だ仲買者の行り方などは云ふ迄でも無い話して殆んど三者の間に連絡がとれて居らなかつた斯様に三者が各々我利々々主義のとりつくらをして居た日には何れの時になつても、根本的に發達の出來様害もなく誠に斯業界の一大恨事であつたが、時勢の進運は各々自覺的感念から繭質の統一を叫び出し續いて種類改良の聲が持ち上つて來たので中央には國立の原蠶種製造所が出來る様になり之れを中心として地方には府縣立原蠶種製造所が續設され又特志の製絲家は繭質優良の蠶種を

選定して之れを養蠶家に配布飼育せしめて其繭を特約して買ひ取るとか三者連絡したる組合を設けて各々其業の圓滿を計るゝかにて今や各地に是等の組織が出來て漸く國家的感念から改良の域に進んで來た様に見受けられた故に過去に於ける共進會出品のものより勿論區域的ではあるけれども確に種類統一の實蹟が現はれて居た、是れ斯業界に於ける一段の革新であつて大に喜ぶべきの現象であると思はれた

製絲家が繭の買入れをなすには種類毎に別々になす事は到底其繁に堪へない事であるから特に異なつた種類でもなければ一地方で買つたものは皆な混合してしまふのだから本郡なそも繭賣り養蠶地の事であるから優良の種類に統一さるれば此の上もなひ事であるが地方の事情にもよる事故飼育が左程困難でもなくして稍々良質のものであつたならば原蠶の素性を確めて町村若しくは大字丈つゝにても種類の統一を心懸け製絲の好適資料を產出する様に致したものである是れは是非其組合組織等の力に依らなければ其實を擧ぐる事が六ヶ敷ひので何等の機關もなく漫然には行なはれないものである是れ共同行爲の必要なる譯けであつて本縣では新田郡の金山組合の如きが其實蹟を擧げて居る様に聞ひて居る、本郡は前にも云ふ通り繭賣養蠶地として年額百五十萬圓にも達すると云ふ最大の生産業であるが是れが經營上には何等具體的機關の組織もなく蠶種購入の如きも其多くは各自別々の行動をとつて居るし生繭の賣り拂ひ等もうである故に粗惡の蠶種を高く賣られたり

良好の繭を安く買はれたりして居る事は勘なくないと思はれる

云ふ迄でもなく蠶絲業は本邦の國產として生絲を海外へ輸出するのを以て存在もして居るのだし、又發達もして行くのであるから各々國產の感念を以て従事して行かねばならぬ、それが畢竟自家一個の經營の上にも利益となつて行く譯けであると思ふ、要するに爾來自覺的に共同動作の勵行に努め適宜組合等を組織して蠶具の共同製作から共同購入、蠶種の共同購入、共同貯藏、共同催青、稚蠶の共同飼育、教師の共同招聘、蠶病の共同消毒、繭の共同乾燥及共同販賣、桑苗及肥料の共同購入等をなし比較的少額の經費と僅少の勞力を以て比較的多大なる効果を收め養蠶家の立場としては製絲家と蠶種製造家と連絡をとり而して三者各々自己の立脚地を鞏固ならしむる様に致したいものである。

一外國種の出品支那種の出品は是迄でもあつたが日本種と歐洲黃繭種との交配種歐洲黃繭種と支那種との交配種若しくは歐洲純粹種の出品が多くあつた是迄でとても學校や講習所等からは參考品としてあつたが今回は個人の出品としては四五十點も見受けられた是れは種類統一に伴ひて種類改良と云ふ聲が高まつて來た結果從來ある名稱を利用して歐洲黃繭種を交配し黃石丸や三龍又名古屋又等の名稱にて出品されたものであらうと思はれた

外國種、外國種の交配種問題は昨今大分八釜敷なつて來て東海道筋は原名古屋製絲所と三州岡崎合

會社等を中心として中々ゑらい熱度の様である本郡などへも近ひ將來に必ず此の風が舞込んでくるに相違なひが是れは餘程考へて行らずばならぬ問題で浮か／＼種屋なすの口車に乗つて無暗に飼育する譯には行くまいと思ふ外國種にも種々あるから外國種若しくは交配種でさへあれば悉く優良種と云ふ譯けにも行かなひ様であるし氣候風土の關係もあらうし飼育上の技能も辨へらばなるまいから營業者は慎重事に當て適地へ適種を發達せしめ愈々外國種の飼育を必要と認められ又外國種を飼育する方が在來日本の優良種より利益が多ひと確定されてから飼育しても決して大なる損害はないであらうと思ふし又愈々必要と認められた場合は相當政策も取らるゝであらうと思ふ

一秋蠶繭の出品、本郡は秋蠶には地の利を得て居て秋蠶繭は好く出來るから出品繭も必ず賞に入るものがある、と思ふたのは所謂小池の鮎の考へて大海の鯨のあるを知らなかつたのであつた、勿論去年は秋蠶飼育期の氣候が不良であつたが爲めに成繭も良好でなかつたかも知らぬが各地方から中々優良の出品が澤山出て居つた殊に福島縣から出品された青熟種なすと云ふ種類の内には春蠶繭も及ばなひ位のものであつた、其れは飼育術や桑葉等の關係も無論あるが、種類改良の結果ではなからうかと思はれた近來交配種と云ふ事が盛んに行なはれて來た結果從來二化性の優良種へ一化性の青熟種を交配して飼育したもの、成繭ではなからうかと思はれた何れに致せ今日の世の中は「三日見ぬ間の櫻かな」で地の利などに甘んじて浮か／＼して居る譯には行かぬから良種類の選定や飼

育法の改育等に奮勵努力せざるまいと思ふ

一博覽會、共進會は商品の現物廣告場、十六萬六千餘點は概ね商品に屬するものが多くつて七萬八千餘人の出品人の多くは商人であらうと思はれた言ひ替へれば商品の現品廣告の競争場と云ふてもよくはなからうかと思はれた、他方面の事はしばらく措て農業館の出品に就ても穀稈類は特別としても繭の出品に至つては其多くは矢張り蠶種製造家の種賣り廣告の出品であつて商略的意味が大分含まれて居るのである、もうであるから繭の出品と來ては其れは中々熱度の高いもので本縣でも利根郡を除くの外繭の出品は概ね蠶種製造家の出品であつたろう、斯様の關係であるから入賞の如何は直に自己營業上の利害に影響するものから出品に就ては多少の費用や手間日間には代へられぬのである、出品物生産に就ては飼育中の注意から撰繭、乾繭、貯繭等何から何迄で中々容易な手数のものではないものだ

本郡の出品繭が賞に入らなひので云ふのではないが、今後は等の會へ出品して入賞を欲するならば優良の種類を特別に飼育して撰繭、乾繭等に一層の注意を用いて貰いたいと思ふ其れも特に手間日間を費やすのでなく餘分に働いて良いものを取つて貰いたいものである

本郡の出品者は前にも云ふ通り蠶種製造家の出品でなくつて普通養蠶家の出品であるから入賞の如何が直に自家營業上に影響せぬ故自然出品には何時も冷膽であるが繭賣養蠶地としては地方蠶業の

程度を代表するものになるのであるから今後の出品には一層の注意をなして出品して貰いたい事を切望して置く次第である

◎農村の經營

山 農 生

社會狀態の變遷と經濟的關係とは、小規模の農業を益々迫害して止みません、然も亦一面には益々集約な農新を必要と致しますので、勢ひ一村又は一大字を一つの大農場と見做して、協同的生活及作業を爲すのが最も適切とします、これからの農村は先づ此目的と此精神に依つて經營しなければならぬと思われまふ、

斯様に多數の農家が相集まつて一農場を組織する様になりますと、一村必ず一つの家庭の如き訓練が必要になります、而して精神的の團結は先づ道德の修養に待たねばならぬ、農場の組織が大きくなるに従ひ内外の經濟的關係が複雑となります、又技術の應用も巧妙でなくてはなりません、故に農村の經營には道德、經濟、技術の三大要素を必要と致します

以下少しく次の如く便宜を區別をして述べさせて頂きます

一、農村經營の機關

二、農村經營の事業

三、農村の財政

四、農家の財政

五、農家の勞力

六、農村の人物

七、地主と小作人

一、農村經營の機關

農村の經營は自治行政の目的でありまして、村長村會等の機關は専ら此目的に努力するは勿論ですけれども、農村は單に法律のみで之を律するは好ましくありません、故に町村役場を中心として各種の補助機關の必要あります、農會、産業組合等は直接的機關で、小學校青年會等の間接的機關であります。

(一) 農會

農會は農家の一致協同して、農業の改良進歩を圖る自治的團體で、明治卅二年法律第百三號農會法の制定によつて設立したものである、

農會は農業技術の進歩改良を圖ると共に、農村の民風、社會的並びに經濟的組織の改善整頓を圖る

目的がある、世人往々農會を以て耕種肥培に關する事項の指導獎勵機關と思ひ、農會當局者とも斯様誤るもの多々あります、

農會長は獨り農事に堪能なるのみを以て足りない宜しく農會の目的を達するためには、相當の學識あり、品性を備へ、德行以て一村農民を統率するの要がある、現今凡ての町村に之を望む事は難しからうが町村長の兼務は町村行政機關の連絡上、農村の福利を増進するに便宜である、

農會の振はざる原因は、要部に人を得ないのと、農會員の未だ農會の本旨を覺らざるに歸すと雖も經費の不足も亦一大原因である、農事改良の結果利益増進の途甚だ多い、宜しく積極的に進取の方針を採り、適當なる技術員を設置する等は、農會事業の振興に切要な事項である、

(二) 産業組合

産業組合は組合員の産業又は經濟の發達を企圖する爲め、産業に必要な資金の貸付及貯金の便宜を得せしめ、或は共同して物品の購入販賣加工使用等をなすもので、主として中産以下の産業者をして大資本家と同一の利益を享けしめるのである、故に産業組合の圓滿なる發達は組合の德義を涵養し農村の道德並に經濟の發展向上を期するには、最も適切な機關である、此組合に關しては更に詳述しやう、

(三) 報德社

産業組合は獨英其他歐米諸國の制度を參照して出來たのであるが、報徳社は實に我邦産業組合の淵源である、農村經濟的機關としては産業組合法に依るを便宜とすれ共、其惡弊を匡正するには道德を根底とする、報徳社の補助機關を有益とする、

報徳社は三才の徳に報ひ國民の責務を全ふするに己れの徳行を以てするを目的とす、至誠、勤勞、分度、推譲は其四大綱である、

報徳社は資金を醸出して産業の振興を謀り、併て社員各戸財産の安固を圖るの目的を以て各種の醸金をする、土台金、善種金、加入金、永安資金等ある、土台金は義損金より出來て社費のために支出し善積金は定期に寄入して社員産業上の資金を融通し永安資金は社員の世襲的財産として蓄積してある、

(四) 青年會

青年は人生の意氣旺盛なる時代で、活達不羈進取の氣象に富むけれ共、自ら奔逸にして思慮定まらず徒らに勢力の衝突のみ多い故に之れが訓練指導宜しきを得れた村風の革進向上は期待できる從來農村の弊風は、源を若連中又は若衆と稱する團體に胚胎してゐるものが多い、

青年會の活動する範圍は廣いが其目的とする處は次の二項目である、

一、第二國民としての訓練

二、補助教育

青年會は之れを青年にのみ放任すべきでない、村長小學校長村內有志者は勿論警官宗教家等の常に指導訓育で待たなければならぬ、殊に村長は會長として全會を統率し、其他の役員は可成青年者をして當て、顧問には老實にして德望ある有志者に囑托して會の發展と整理に指導願ふは、策の得たるものである、

基本財産は會の基礎を鞏固にし會員の團結を牢固にする、而してこれが蓄積には會員各自の勤勞の報酬を以てし、妄りに有志者の寄附に依頼すべき性質のものでない、會費も會員各自の勤勉力行に依るべきである、補助又は寄附に依頼すべきでない、否らざれば自ら修養を妨げ各種の弊害を醸す恐れがある、

青年は理想的人格を畫き、日夜これに向て到達するの修養を望ましい、即ち

一、忠君愛國の念に富むこと

二、誠實、剛毅、勤勉、遠大寛宏、親切たる事

三、確實にして應用し得る智識能力を有する事

四、頑健なる身体と、不動の信念とを有する事

青年會の事業は、地方の狀況に依つて緩急選擇し一旦開始したる上は必ず目的に達する事を期せよ

始めより終りなきは特に青年の慎むべき基點である、事業の種類を大別して

一、學術の研究

二、品性の修養

三、職業的練習と研究

四、娛樂夜學會等

即ち講習講話會、風俗矯正に關する申合の實行、善行者の表彰、俱樂部圖書館巡回文庫の設置、農事試験品評會の開催、共同苗代共同耕作、共同購入、販賣、武術の練習角力、其他の遊戲は其例なり

(五) 其他の諸會

戸主會により村會の方針を定め、婦人會處女會等を以て婦人の智徳を進め、家庭の團樂、一家の隆興、一村の輯睦一致を圖る事は、農村に於ける必須の事業である、(未完)

◎金澤土産

吞

洋

頃は大正三年七月三十日、此の日は一天曇りなく晴れ渡れり、此の朝午前五時三十分自宅を出發して同八時三十分沼田町に着し馬車の停車場に行き、同九時を以て此處を出發し、清き利根の流れに沿

ひて涼しき朝風に送られて、同十一時十分に澁川驛に着し、同十一時二十分電車に乗り込み飯塚に向て出發した、其の途中電車の窓より眺むるに、本年は稻作の插秧期に於て早魃の爲めにか、植付を爲すこと能はざりしと見えて、稻田は乾田となり、綠肥として麥作の間作となしたりし大豆の唯青々と繁茂し居るのみ、或は、畑作を仕付けるもの或は雜草の繁茂せるもの等實に同情の涙を注がざるを得ずであつた、電車は早くも飯塚に着した、時に午後零時十五分であつた、此處にて晝食を済し、午後一時五十二分信越線の汽車に乗り込み、此處を出發した、車中窓より妙義山或は附近を眺めなどして午後二時四十五分横川驛に着した、此處にて十五分停車し、機關車と電車と取り替へ電車となつて、午後三時此處を出發し、午後三時三十五分隧道に入り始む、此處の電車は地下線にして地上に現はれざれば、唯車が動くかの感で何となく樂に思つた、電車は忽ちにして二十六箇の隧道も夢の間に過ぎて午後四時十分、輕井澤驛に着した、横川輕井澤間、僅に一時間と十分で經過するのであるから明治四十五年七月迄の「アプト」式に比すると、石炭の煙も無く又車の走りも心地よく感するのである、拐輕井澤の地たるや、海拔三千八十呎、此處にて聞きしに、本年の如き嚴暑の候にて最も暑き時たりとも華氏寒暖計僅に七十五度に昇つた位であつたことである、實に避暑の好適地である、此處にて又機關車と電車と取り替へて、又以前の汽車旅行になるのである、此處をも間もなく出發して、午後五時四十五分上田驛に着した、此處にて眞田氏の起せし上田城址を右に見て進む程に、日は西山に没

した、午後六時三十分篠井驛に着した、夫れより二十五分にして長野驛に着した、時に午後六時五十分であつた、此處にて下車して五時間は休憩した、而し夫れも汽車の連絡上止むを得ないのであつた、それから時間を空しく経過してもと思つて、善光寺に詣で且つ長野市に於ける夜見世を見た、實に新しき果物や、草花などが至つて安いのに驚いた、例をあげて見ると、大きな桃が一升四錢である夫れも手をあて、樹の上に乗せらるゝだけのせてはかるのである、又苹果の如きも大きいのが一錢に五つから七つ位であるのであつた、此の長野縣は果樹の栽培の盛なるのみか稻田も桑園も畑作も至つて盛んであるらしく見受けられた、されば、長野縣は教育方面のみならず實業の方面にも大に熱心の状態が現はれて居る、時間の過ぐるは矢の如く既に午後一時五十分と相なつたすると中央東線の福井行の汽車は此の驛に着した、そこで同時にうれに乗り込みて出發したが、夜行の事故、四邊の光景も認むる事を得ず、たい眠り半混じりにて七月三十一日の午前三時十分、直江津驛に着した、之れよりの北陸線は海岸線にて、此處より魚津迄は日本海を眺めつゝ乗車して居ることが、出来るのであるさて直江津よりは、抑夜明の景色となるのであつた、海岸の夜明の光景實に文章がまけて居る、少しく大空に横雲が群がり、海中には此處彼處に魚舟の燈火を認む、段々に明け行く空は夜明の風に吹かれて、大空は一點の雲もなく晴れ渡り、波浪は白布の如く線路の近くまで涼しげな音を立てゝ寄せてくるのであつた、斯かるうちに眞紅の太陽は、海のあなたより昇つたのであつた、かゝる間に汽車は

早くも親不知にかゝつた時に午前五時二十分であつた、而し名のみで開け行く御代のありがたさに今は親も子も知れて安心して行く事が出来るのであるが、隧道の多くあるには實に閉口した、車掌の言によれば俱利伽羅峠の隧道まで十九箇所あるとの事であつた、かくするうちに午前七時二十分富山驛に着し、夫れより高岡驛に四十分を要し、午前九時二十五分金澤市に着した。

金澤市は北國第一の都會にして、石川、河北の二郡の交界にあたり、犀川、淺野川の二川貫流す、鐵道停車場は、市の西偏に在る、次に少しく、予の見聞せし市の状況につきて述べて見やう。

一、縣廳及び學校。

縣廳は廣坂通にあり、加賀、能登を管轄する石川縣廳あり、之れと並びて警察署、醫學專門學校、第四高等學校、縣會議事堂等あり又之れと相對して、第一中學校、女子師範學校、高等女學校等がある、男子の師範學校は此處より少し離れてある。

二、金澤城址と兵營

市街の中央にして、面積九萬一千六百坪餘を占む、東北を大手として南西を搦手となせる有名なる金澤城址なり、然れども廢藩となりてより、昔の建築物は其の一部を残せるのみにて今は第九師團の司令部となり兵營を置かれたり。

三、兼六公園

兼六公園は我が國公園の首に聞えたる、水戸の偕樂園、岡山の後樂園を合せて、三公園と云ふ、即ち、廣袤二萬三千五百餘坪に亘り、園中には幾多の丘陵婉蜒として斷續起伏し、幾萬株の綠樹翠枝はるこはかどなく蒼鬱として木立をなし園中に飛泉あり、噴水あり、池あり、橋あり、樓閣あり、碑石あり、物産陳列館あり、圖書館あり、宛も宇宙の萬觀を一區に蒐めたるものゝ如く、此處の福壽山に登れば、金澤全市悉く眉睫の中に萃まる、而して園の東隅東阪の上に、屹立せる明治紀念碑は日本武尊の銅像にして、雄風颯爽としてあたりを拂へり、此處に散歩して此等の風光に接するは誠に心地よく其愉快に感ずるのである。

◎種付所閉鎖に當り (續き)

金子 獸醫

幼駒の放牧時機

夏は早朝より放牧し秋は朝露の消散を期として放牧することが大切である

育馬上馬匹一定の運動は血統に次で大切なるものなりと云へば寸時も之を等閑にせず夏は朝五六時より遅く放牧することなく可成早く牧場に放つこと早朝の清涼と草上の露とは母子の健康上及四蹄の發育上最大切なることを忘れてはならない尤も日晝は日影の内に入れ殘暑を避けしむること更に九月以

後ともならば朝九時前迄は戸外に出さぬがよい是其朝露と寒冷の風とは却て母子の健康を損するの媒となることであるからである但し冬季と雖も日晝は天氣の許す限りは戸外に出すこと勿論必要である

幼駒の人工飼料

分娩後間もなく母馬は斃死するか又は其他の事情によりて母乳を幼駒に供給すること能はざる場合にはさきの人工飼料を代用するのが良法である

一、牛乳は水の四分の一位も混じ更に少量の砂糖を加へて與ふるは通例である西洋にては搾乳(ばた)を取去りたる分を血温にして與ふるは幼駒の好食餌なりと云つて居る

二、大豆をよく／＼煮て其ごろ／＼となりたるときは殻皮を去り之を細かなる篩にかけて粕をすて、濾液に少量の食塩を混じて與ふるは最も可なり

三、亞麻仁の一合五勺に麩の一升内外も加へて尙少量の食塩を加味し熱湯にて攪拌して稍冷へるを待つて與ふるも可なり

但し以上は何れも一時に多量に與へず一日數回任意に與ふるの心掛大切である

幼駒の便秘

幼駒は生後間もなく母乳を飲ましむるときは便秘に罹らぬものなれども時には所謂胎尿の停滯に苦しむことがある

胎尿が幼駒より十分に排除せられなければ爾後口にする母乳も滋養の効なきのみならず間々之がために幼駒の死するもの珍しからず依て生後は不取敢母乳を含ましむるは勿論萬一便秘の場合には蓖麻子油の一食匙も頓服せしめ尙便通なきときは石鹼水又は「ぐりすりんの」灌腸も可なるべし同時に母馬には燕麥粥又は麩を湯水に攪拌して與ふるがよし

幼駒の下痢

幼駒の下痢は其便秘よりも危険のものなれば速に之が治療を怠らざる様注意すること

何より先づ母馬の健康状態を完全ならしめ其不消化症に罹らしめぬ様注意し次に其下痢せる幼駒には葛湯又は煮牛乳を飲ましめ勉めて全身を温包し舍内を清潔になし置くべし母乳多量の爲に下痢せるものならば母馬をして減食せしめ時々搾乳するがよし天氣の劇變に暴露するが爲に下痢せるものならば直に之を舍内に入れて温暖に保育すべし其他一切の手當は早速獸醫を招致して其指揮を乞ふに如くはなし

馬母の乳房

哺乳中は母馬乳房に注意し其異常なきを見て幼駒に哺乳せしむることが大切である

萬一其乳房に觸るゝに堅くして熱あり若くは多少の疼痛あるが如き場合には決して幼駒をして口にせしめざるを要す如斯は多く乳房炎の徴候なれば速に獸醫に托して其治療を受くべし幸輕症の時は麩の

舊布にて數々温蒸し同時に搾乳すれば輕快ならしむることもあり時には一時母馬の飼料を變更して與ふるも効能あることあり要するに乳房炎にあらざるも母馬の軀體熱して居るとき即ち歸るや否や幼駒を母馬に附して哺乳せしむるは害あることである

離乳後の幼駒

幼駒は生後五六ヶ月の齡ともならば最早乳母を口にせしむるの必要なきものである

一就中年子を取る場合には之が爲に母馬の營養を損すること大なり且つ又幼駒は此齡に達すれば其齒と胃とは最早母乳よりも艸食の消化に好適するに至るものなれば勿論母子の爲雜乳は肝要なのである

二、離乳後は一日に幾回となく任意に食事せしむると同時に天氣の許す限りは毎日三四時間は少くも戸外の運動を爲さしむること「逸居は育馬上唯一の敵なり」との俚諺に徴するも其大切なを知るべきが出来る

三、飼料は燕麥を主食として大豆麩等を混與するがよし試に燕麥につき其一日の投與標準量を示せば

大略左の如し

離乳後より滿一歳迄

一升乃至一升五合

一歳より滿二歳迄

二升乃至三升五合

二歳より滿三歳迄

四升乃至五升

外に干艸や藁等は十分に投與すべきも牡馬の如く腹一杯に食し得る丈與ふるは不可なり

四、離乳後第一頭の冬飼は最大切なり此時期に飼養其宜しきを得ざれば畢生恢復すべからざる損失を招くものなり概して離乳後六ヶ月間は幼駒は食物の多量なるよりは不足に投與せらるゝが爲に發育遲滯若くは羸弱に陥る等の事多きものなれば思ふ存分に飼立つること肝要なりと知るべし「動物を飼ふに於て哺乳期中の肉を失はしむるなかれ」との俚諺はよく離乳後に於ける幼駒保育の秘訣を穿ち得たりと謂ふべし

幼駒の削蹄

枝が曲れば樹は傾くといへば幼駒の蹄も不絶注意して其正位を保持せしむる事將來の爲に大切な事である骨の未だ軟弱なる場合には少しく足や蹄の注意を怠れば直ちに異狀を肢勢に及ぼすものなるが故に少くも一ヶ月に一回は幼駒の四蹄を檢査し其不正の位置方向を矯正し置く事最肝要なり幼駒の蹄は至て柔軟のものなるが故に其何れか一方に偏長するか峻立に失するといふ場合には必しも削蹄刀を用ゆるに及ぼす蹄鑑を用ひて削除すれば足るものである

概して低濕の地は高燥の地よりも蹄の生長は迅速なれども蹄質は弱く且輕鬆なるものなればよくこの事實を會得し宜しく肢勢に應じ蹄の各部均一に地に接する様削蹄し置くことが大切である (終り)

◎ 就任の辭

利根郡役所

東 城 政 治

剛直不屈官海の落伍者たる魯生今回坂本郡宰の御推舉に依り管に肋骨の不足するのみか不透明の頭腦を以て新涼郊墟に入るの候遙々北越より來りて本郡書記第二課長に任命を受く魯生の光榮や大なりと雖ども抑も一郡の不幸なるべきか然れども各位よ魯生又理義を解す各位が關が原の役父子東西に別れ義を以て天下に鳴る眞田氏の舊領地に粟を食まるゝに對し魯生は甲越の軍敵地に送鹽し眞個の英雄義將として天下に謳はるゝ不識庵と生國を同ふす義を知るに於て敢て各位の人後に落つるものにあらざるを覺ゆ肋骨足らずとするも胸間正氣充ち頭腦透明を缺くも相應活力あり則ち今後各位の御眷顧を得至誠事に當らば必ずしも一郡の不幸にあらざるべし赴任早々郡内の事情に通せず随つて何等定見なきも過去一ヶ月間執務より得たる私見を就任御挨拶旁々寸鐵錄の左に列書し將來各位に御實行あらん事を希望するや切なり蓋し是等に關しては從來郡衙より通達せられたるのみならず賢明なる各位に於ては固より御承知の筈なるも實績に鑑み今茲特に一言する所以は偏へに愛郡的至情に出づ乞ふ諒焉

一、文書の作製及び取扱に就て

個人より提出せらるゝ文書を見るに要件を具備せず或は体裁をなさざる爲め訂正方照會を重ねるも

の往々之れあり中には附箋返戻を豫期し試験的に提出せらるゝ如く認むるものあり是等は徒らに官廳の手敷を勞し事務簡捷を尙ふ現代の時流に適應せざるのみならず期限ある願書の如きは之れが爲めに樞要の期間を空過し結局有耶無耶に終るもの多し誠に御氣の毒の儀に付自今書類作製に當つては町成町吏員より書式要件等を聴取せらるべく又町村吏員に於ては日常法規を研究せられ書類受理の上は嚴密調査をなし通過必成を期して進達せられ度

二、願書類にして不備の廉訂正方附箋照會したる後漫然何等の回答なく日月を經過し當初の希望を抛棄したる如く見ゆる者あり或は又附箋に適應する如く訂正をなすも全々附箋を除去し新規の如く提出せらるゝ向きあり其結果官廳に於ては或は未決書類堆積して處理上困難を來し或は又貴重の時間を費やし調査したる書類の關係不明となり更に調査するに至り重複手敷を勞す其邊御留意相成度

三、納税の義務に就て

納税の義務は兵役の義務と相俟つて國民の國家に對する最大義務なり百萬の精兵ありと雖其之れに伴ふ富力なくんば如何即ち國民納税義務心の消長に直ちに國家の消長に關し而して府縣以下の團體に於て此關係殊に深きを覺ゆ然るに世間兵役の義務は知るも納税の義務を知らざる者あり國稅縣稅の義務は知るも町村稅の義務を知らざるものあり否知らざるにあらず輕視する傾向あるなり歎すべき哉府縣郡市町村と云ふは國家の階級にして團體に大小の差違こゝあれ各國家の附與したる權利の

範圍内於にて租稅徵收の方法を規定し依て以て自治體の基礎を定むるは同一なり知るべし町村自治的實績の擧否は階級的に國家の消長に關する事を嗚呼人誰か思郷の情なからん上國稅より下町村稅に至る迄納税の義務は同一なりと雖も魯生は郡内町村の狀況に鑑み寧ろ町村稅納付の義務心を一段尊重する一人なり蓋し町村の基礎を鞏固ならしむるは即ち國家をして健全なる自治體の集合體ならしむる所以なるを思ふてなり

四、縣稅徵收に就て

縣稅徵收に關しては町村係員に於て銳意努力せらるゝ處なるも縣報所載の成績を見るに乍遺憾本郡は毎に二市十一郡中末等にあり(別紙成績表参照)思ふに其原因種々あるべしと雖も多額納税の紳商又は豪農等にして納期を怠まる者或は町村收入役に於て折角徵收したる現金を納期後三日以内に支金庫へ拂込みをなさざる者ある正に其一因なるを認む將來充分御注意を望む

五、滯納處分勵行に就て 例外的人物は姑らく措き苟も納稅義務心を有する以上は滯納者種別は極貧者又は特種の事情あり徵收不可能の者ならざるべからず然るに事實は之れに反し滯納報告を見るに相當財産を有するもの往々之れあり是等は寛假すべき者にあらずと雖も滯納處分執行の官吏及び町村吏員は血淚滂沱たる有情の人なるを以て是等寛假すべからざる滯納者に對し却つて一顧の同情をかへ直ちに財産の差押をなさず懇々將來を誠め誠意ありと認むる者は便宜現金扱ひをなしたる處滯

納處分の性質を誤解する者漸く多く甚しきに至つては處分執行の官吏等を目して單に滞納税金を徴收する爲めに出張したる者と見做し而して督促手数料の外何等費用を要せざる如く誤解する者あり深く遺憾となす就ては將來相當財産ある慣習性の滞納者に對しては最も嚴格なる處分を執行すべく即ち財産差押を實行し一面人夫を備ひ差押物件を適當の個所に運搬せしめ之れに要する費用を徴收すべくに付町村長區長に於かれては此際便宜の方法を以て滞納者に注意を加へられ度

六、産婆志想普及に就て

本郡に於ける産婆志想は極めて幼稚なり元來出産は婦人の難關にして安産の能否は一に産婆の良否に依て岐ると云ふも強ち過言にあらざるべし健全なる人口の増殖が國家の膨脹となり富國強兵の基礎となるならば産婆は常に婦人界に於て必須の職業なるのみならず實に國家的重要の職業なるべし故を以て産婆に關しては明治三十二年七月十九日勅令第三百四十五號を以て産婆規則を設け其第一條に於て先づ其資格を定めらる

第一條 産婆たらんとする者は二十年以上の女子にして左の資格を有し産婆名簿に登録を受くる事を要す

一、産婆試験に合格したる者

二、内務大臣の指定したる學校又は講習所を卒業したる者

而して其當時資格ある産婆充實せざるを以て附則第十九條に於て例外の場合を定めらる現在の無資格産婆即ち之れなり

第十九條 地方長官は産婆に乏しき地に限り當分の内出願者の履歴に依り業務の地域及五箇年以内の期限を定め産婆の業を免許する事を得

前項の免許を受けたる者は産婆に準し本令を適用す但し産婆名簿に登録する限りに在らず

「本條該當の出願者に就ては有資格者にして二十年未満の者が二十年に達する間限地開業出願する者は格別舊産婆の如きは妊婦、産婦、褥婦、生兒等の取扱就中分娩時に於ける措置果して適法に行はるゝや否や」

次に明治三十二年九月内務省令第四十七號を以て産婆試験規則を定め必要と認むる學説及び實地試験科目を規定せらるる則ち此試験に合格したる者は正に完全なる産婆と云ふ事を得べし明治四十五年三月十五日日本縣告示第九十四號を以て縣立産婆看護婦養成所規程を設けられ管内に於て資格ある良産婆普及に努力せらるる寔に婦人界の幸福にして又實に國家の祥事と云はざるべからず今や有資格者各所に散在するも尙も開業する者極めて稀なるは何の故の之れ魯生の産婆志想鼓吹の必要ある所以なり

相當資格ある産婆の開業せざる理由は極めて單簡なり一言すれば郡内産婆志想の幼稚に歸着し再言

すれば左の三点に飯着する者の如し

其一、年齢に依る輕侮

有資格者は普通年少なるを以て實驗に乏しとなすもの

其二、産家の經濟的關係

資格なき産婆は輕少の禮金にて事済むもの

其三、人情的關係

年長の婦人が年少の産婆に局部診察を受くるを羞つるもの

然れ共其一に就ては既に學說及び實地試驗に及第したる産婆に對して杞憂に過ぎざるべく其二は寧ろ反對に經濟なるべし魯生は未だ郡内に於ける産婦出生兒に對し分娩後の狀況を調査せず又産に原因して死もしたる是等の調査を爲ざるが故に具体的に言ふ能はざるも妊娠、分娩及び産褥の取扱並に看護法を過る爲めに産婦或は生兒に不幸を及ぼす者意外に多かるべく而して斯くの如きは無資格産婆の取扱ひに特に多かるべきや明かなり果して然らば多少の報酬を吝惜せず可成資格ある産婆に依るを最も安全且つ經濟なりと思料す

「産婆に對する報酬金額の一定及學術講究の必要を認め近々郡役所に於て産婆會を開催すべし」

其三は、議論の價值なきを認む蓋し惜かに聞くに従來中流以下の産家に於ては産婆に依らず分娩時

家族に於て取扱をなし野生的に敢行するものあるが如し果して然らば其三は矛盾の甚しき者と云ふべし就ては將來可成資格ある産婆を保護し其筋の主旨を貫徹する事に努力せられ度

七、傳染病豫防に就て

本縣に於ては傳染病患者は絶對病院收容主義なるを以て各町村其衛生費の多額なる實に同情に堪へざる者ありこれに關しては現に大に研究中なるも各位に於ては宜しく個人的及び自治的豫防の實を擧ぐるに努められ度

八、赤十字社及婦人會に就て

赤十字社及び愛國婦人會の主旨並に功績ある歴史殊に今回時局に關し如何に活動しあるかは洋の東西を問はず三尺の童子も咸く之れを知る然るに既に其主旨に賛成加盟せられたる會員中而も經濟順境と認むる人にして酬金又は會費未納の向きあり之れが整理に關し其筋より事情を具し特に申越の次第も有之に就ては不日新規加盟御勸誘旁々未納整理として出張可致候得共未納ある方は此際奮つて町村係員に御納付相成度又相當財産あり國家的觀念ある方は時局に鑑み進んで御加盟相成度

右就任御挨拶旁々事務上に關し一言仕り候不馴れの爲め公務に逐はれ連筆意の如くならず言ふ處或は失禮に當る廉なきを保せず幸ひに御寛恕を祈る余情次號に讓る稽拜

大正三年十一月五日印刷
大正三年十一月八日發行

(非賣品)

發行人 利根郡長 坂本 森一

編輯人 利根郡書記 東城 政治

群馬縣前橋市北曲輪町七十一番地

印刷人 橋本 政男

群馬縣前橋市曲輪町百五番地

印刷所 成立 舍

發行所

群馬縣利根郡役所